

(電力提供サービス利用契約約款・建物別選択規約「PVプラン」)

# PVプラン料金適用規約

実施日 2015年6月1日



発布 2015年5月25日 (第000265号)

## 【お客さま情報の利用目的に関するご案内】

1. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきましては、お客さまの本人確認、与信管理、電力提供サービスおよびこれに付随するサービスに関するマーケティング、分析、キャンペーン等の案内、お客さまサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守および障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客さまへの連絡、その他電力提供サービス利用契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。  
なお、お客さまとの電力提供サービスに係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
2. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」および関連法令、「NTT ファシリティーズお客様個人情報の保護に関する方針」および経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にもとづき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

# PV プラン料金適用規約

## 目次

<b>第1章. 総則</b> .....	1
第1条 本規約の変更 .....	1
第2条 定義 .....	1
<b>第2章. 契約メニューおよび料金</b> .....	1
第3条 契約メニュー .....	1
<b>第3章. 料金の算定および支払</b> .....	2
第4条 料金の算定 .....	2
第5条 料金の支払方法 .....	2
<b>第4章. 規約適用の終了</b> .....	2
第6条 規約適用の終了 .....	2
<b>附則</b> .....	3

## 第1章. 総則

本PVプラン料金適用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社の電力提供サービス（以下「本サービス」といいます。）にかかり設置した自家用電気工作物に連系した発電設備により発電された電力の供給の対象となる建物（以下「対象建物」といいます。）において、当社と電力提供サービス利用契約約款（以下「原約款」といいます。）にもとづくシステム利用契約（以下「原契約」といいます。）を締結したお客さまに適用される料金（以下「PVプラン料金」といいます。）にかかる必要な事項を定めたものです。

本規約で定める事項については、原約款および原契約に優先して適用されるものとし、本規約で定めのない事項については原約款および原契約を適用することといたします。

### 第1条 本規約の変更

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、PVプラン料金その他の適用条件は、変更後の本規約によります。

変更後の本規約については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものといたします。

### 第2条 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 使用電力量  
契約者が使用した電力量から配分電力量を差し引いた値を当該時間帯の使用電力量とします。
- (2) 配分電力量  
発電設備等が発電した電力量に配分比率を乗じた値とします。
- (3) 配分比率  
対象建物における共有持分の割合のことをいい、登記簿上の専有面積の比率とします。
- (4) 発電設備等  
発電設備および二次電池等による放電時の電気特性が発電設備と同等となる設備をいいます。
- (5) 余剰電力  
配分電力量が使用電力量を上回った場合の残余の電力をいいます。

## 第2章. 契約メニューおよび料金

### 第3条 契約メニュー

- (1) 適用範囲  
対象建物の住戸部分のお客さま、および対象建物の住戸部分以外のお客さまであって1需要場所（原約款第7条の定めによります。）の契約容量が6キロボルトアンペア（kVA）以下の当社が認めた電灯需要を有するお客さまに限り適用します。
- (2) 契約電流  
PVプランでは、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）の取付けをせず、契約電流を定めません。
- (3) 料金  
料金は、原約款別表1-1（契約種別および料金）に定める契約種別「LLプラン」の1ヶ月の基本料金、電力量料金および原約款別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）の合計から余剰電力購入料金を差し引いたものといたします。  
ただし、電力量料金は、原約款別表3（燃料費調整額）を差し引き、もしくは加えたものといたします。  
$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{付加サービス料金等} + \text{各種賦課金} - \text{余剰電力購入料金}$$
  - イ. 基本料金  
基本料金は別表1-1（契約種別および料金）によることとします。ただし、使用する電力が全くない場合には、基本料金は半額といたします。
  - ロ. 電力量料金  
電力量料金は1ヶ月の使用電力量から配分電力量を差し引いた値を、別表1-1（契約種別および料金）によって算定いたします。
  - ハ. 余剰電力購入料金

余剰電力購入料金は1ヶ月の余剰電力の合計値（以下「余剰電力量」といいます。）に、余剰電力量購入料金率（1kWhにつき、25円92銭（総額表示）、24円00銭（税抜価格）をいいます。）を乗じることにより算出いたします。

料金は税抜価格により算定した金額に消費税等相当額を加算させていただき、金額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 第3章. 料金の算定および支払

#### 第4条 料金の算定

原約款第15条第1項口、に該当した場合は、料金の算定期間の使用電力量および余剰電力量を、料金の算定方法に変更が生じた当月の初日から変更日の前日までの間、および変更日当日から当月の末日までの各々の日数にそれぞれの使用電力量および余剰電力量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

#### 第5条 料金の支払方法

第3条(3)に基づく算定額が正の数でない場合は、当月の料金請求は行いません。また負の数である場合には、翌月の利用料金にと精算するものといたします。ただし、お客さまが当該月をもって原契約を解約または終了する等、翌月以降の支払が生じないことが見込まれる場合には、当該額をお客さまへ返金いたします。

### 第4章. 規約適用の終了

#### 第6条 規約適用の終了

対象建物において発電設備等による電力の供給が行われなくなった場合、本規約で定める事項はその効力を失うこととなり、原約款の規定が適用されるものといたします。

# 附 則

## 附 則

第1条 本規約の適用開始日（2015年5月25日 第000265号）

本規約は2015年6月1日から適用いたします。

第2条 関係約款等との関係

本規約は電力提供サービス利用契約約款体系における選択規約（PVプラン）といたします。

第3条 関係約款等の改正

本規約の発布、運用開始にあたり、電力提供サービス利用契約約款の改正を行うことといたします。

以 上